



# 光回線の契約トラブルにご注意!

## 〈相談事例1〉

業者から電話で「光電話が使えるようになる」と言われ、同居する家族が対応・了承し、切替工事を行った。工事後、ネットの通信速度が遅いと感じたので、業者に問い合わせると、光電話のみの契約と思っていたが、光電話とネット回線をセットで契約をしていることがわかった。クーリング・オフは可能なのか。

(40歳代 女性)

## 〈相談事例2〉

契約中の通信会社名を名乗った電話があり、「料金が安くなるので、契約を変更しましょう」と言われ、了承した。詳しい話を聞いた後に不審に思い、契約解除をしようと電話をするが、繋がらないまま10コールで切れてしまう。

(70歳代 男性)

## 〈アドバイス〉

- 電話で勧誘された際は、必ず事業者名やサービス内容を確認し、連絡先を聞いておきましょう。
- 光回線の電話勧誘で契約する際は、事前に事業者から契約書面を取り寄せて詳しい説明を受けましょう。毎月の料金、オプション、解約金などをしっかり確認しましょう。
- 必要がなかったり、説明を受けても内容が分からなかったりする場合はきっぱり断りましょう。

困ったときは消費生活センターへご相談を 

消費者ホットライン(局番なし) ☎188

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。) ※通話料はすべて有料です

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】 ☎861-0999

### 重要なお知らせ

**令和8年4月から、小倉北・小倉南・八幡西相談窓口  
消費生活相談員(職員)は常駐していません。**

ほとんどの消費生活に関するご相談は電話で対応できます。

ご相談は、まず北九州市立消費生活センター(戸畑)(861-0999)までお電話ください。事前相談のうえ、来所の必要がある場合は、ご予約のうえ区の相談窓口にご相談員を派遣します。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



まもりん



みもりん